

Mie-Vet 通信 Vol. 6

2019年8月発行
三重県獣医師会 事務局

三重県獣医師会会員のみなさまへ

「Mie-Vet 通信6」を発信させていただきます。

目次

- ①動物愛護管理法の一部改正
- ②愛玩動物看護師法
- ③獣医師賠償責任保険
- ④長寿犬猫表彰

内容

令和元年7月12日(金)、東京で開催されました全国獣医師会事務・事業推進会議での動物福祉適正管理施策支援事業関係の議題を二題報告させていただきます。

①マイクロチップの装着にかかる義務

本国会で、動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律（動物愛護管理法）が成立しました。令和元年6月16日公布で、公布日から3年以内に施行されます。

マイクロチップの装着にかかる義務が生じるのは「犬猫等販売業者」で、取得した日から30日を経過する日までに装着しなければなりません。

一般の飼い主等は、努力義務となりました。

マイクロチップ装着以外にも強化された部分があるので留意が必要です。

- ・犬猫の販売制限→出生後56日(8週)以上、これまでは49日
- ・動物殺傷罪等の厳罰化 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
(従来：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金)
- ・虐待・遺棄等 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(従来：100万円以下の罰金)
- ・行政機関の「動物愛護担当職員」が「動物愛護管理担当職員」に名称変更および必置事項となります。
- ・犬の情報登録について、狂犬病予防法の登録手続きとのワンストップ化を図る。

詳しくは、環境省のHPを参照してください。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h240905_79.html

②愛玩動物看護師法について

国会で「愛玩動物看護師法」が成立しました。令和元年6月28日公布で、公布日から3年以内に施行されます。

- ・愛玩動物看護師は、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助業務（採血、投薬、マイクロチップ挿入、採尿など）ができるようになります。
- ・愛玩動物看護師以外の者はこの名称が使用できなくなります。
- ・未就学者（大学及び専修学校で動物看護学の課程を履修し卒業していない者）に対する特例措置として、施行後5年間、実務経験5年、主務大臣が指定した講習会の受講、予備試験の受験を経て、愛玩動物看護師の受験資格を取得することができます。

詳しくは、農林水産省のHPを参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html

③「獣医師賠償責任保険」について

2020年4月から、第三者からのクレーム行為についても対応が可能になります。

獣医師賠償責任保険の制度改正が行われ、2020年4月の更改契約から「クレーム行為（業務妨害行為）への対応をサポートするサービスが付帯されます。

詳細は、2020年1月に地方獣医師会および既加入者あてに、損害保険ジャパン日本興亜株式会社より案内があります。募集締め切りは2020年2月です。

④長寿犬猫表彰

8月22日（木）に長寿犬・猫表彰審査会を行い、応募総数50匹のうち、犬（大型）5匹、犬（中型）6匹、犬（小型）6匹、猫6匹の合計23匹が表彰対象の入選と確定いたしました。

今回、ご応募いただいたにもかかわらず、応募多数のため入選にもれた飼い主の方は来年以降に、ぜひご応募いただきますようお願い申し上げます。